

鹿屋市中小企業資金利子補給金の制度の一部を変更しました

借入資金の利子の一部を補給する「鹿屋市中小企業資金利子補給金」は、4月から制度内容が一部変更になりました。

	変更前	変更後
金額	融資利率の1.5%以内	融資利率の1.0%以内
限度額	1事業所 40万円	1事業所 30万円

※平成20年4月～平成24年3月までの期間に助成を受けた事業所は40万円

市商工観光課（2階）
☎0994-31-1164

「強い産業づくり研修助成制度」をご利用ください

市、かごしま産業支援センター及び中小企業基盤整備機構等が行う研修に参加する場合は受講料の一部を助成します。

●対象者 市内に居住又は事業所を有する、次のいずれかに該当する人

農用地利用集積促進事業助成金の対象者及び助成額が4月から変わりました

●交付対象者 農業振興地内の農地で利用権設定を結んだ次のいずれかの市内居住者

利用権の存続期間	3年以上 6年未満	6年以上
借り手	2,000円	4,000円
貸し手	3,000円	6,000円

※助成金の基本額は10a当たり

農業委員会事務局（6階）
☎0994-31-1131

「母の日」に合わせて回数券を販売します

「母の日」に合わせて、先着30人に鹿屋産のダマスクローズを使用したバラのシャロンプーを同封したプレゼント回数券を販売します。

●健康増進センター 回数券
プール・多目的温泉施設回

○第一次産業の担い手及び新たに起業をはかる人

○中小企業の経営者及び従業員

○従業員等を研修に派遣する中小企業

●研修内容 次のいずれかの内容に該当する研修

○起業気運の醸成を図るもの
○起業及び事業拡大並びに経営のための知識や技術等の習得を図るもの

○農工商連携に関するものなど

●補助率 2分の1以内

●応募方法 研修修了日から30日以内に補助金交付申請書を提出してください。

※申請書は、市産業支援センターに備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●応募期限 随時（予算がなくなり次第終了）
※詳しくは、お問い合わせください。

市産業支援センター
☎0994-40-7890

浄化槽法定検査受検のお願い

浄化槽を設置している人は、保守点検とは別に、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査する「法定検査」の受検が義務付けられています。浄化槽の法定検査は、設置してから3か月以降に行われる使用開始検査（手数料11,000円）と定期検査があります。

定期検査は、1回目が使用開始検査の約1年後に行われ、その後は順次検査を実施します。新しく設置された浄化槽以外も定期検査を実施しています。

また、検査手数料（10人槽以下の場合）は次のとおりです。

○合併処理浄化槽 6,000円

○単独処理浄化槽 4,000円

※検査の日程、内容については、ハガキで事前に通知します。必ず受検してください。なお、検査手数料は、個人負担となります。

県環境検査センター
☎099-296-9000

入場料 無料

市立図書館
☎0994-43-9380

健康

一般健康相談

市保健相談センター・輝北総合福祉センター

5月21日（月）
吾平保健センター

5月15日（火）
串良ふれあいセンター

5月9日（水）

時間 9時30分～11時30分、13時～15時
※市保健相談センターは9時から行います。

●内容 栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査 など

※輝北地区は、当日会場へ行けない人を対象に訪問による相談も実施しています。

このころの健康相談日

日時 5月21日（月）
9時～11時30分、13時～15時

場所 市保健相談センター

市保健相談センター
☎0994-41-2110

空き店舗活用促進事業をご活用ください

市では、新たに新規開業及び魅力ある専門店等の出店を行う商店街・通り会・商工会並びに個人等に対し、「空き店舗活用促進事業補助金」を交付し、市の商店街活性化を支援します。市内の空き店舗を利用して、新たに魅力あふれるお店を創業してみませんか。

- 対象者
 - 商店街振興組合等団体
 - 商工会
 - 商店街等又は商工会の同意を受けた個人等
 - 社会福祉法人
 - 特定非営利活動法人
 - 対象事業
 - 空き店舗を新たな事業実施の拠点又は不足業種補完のための活動拠点として活用する事業
- ※既に開業している店舗は、対象になりません。

- 対象経費

区分	補助金の基準
創業に要する経費（※食料費は対象外）	対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限
- その他
 - 申請件数が多数の場合は、予算枠を超えた時点で申請を締め切ります。
 - 対象区域が設定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

市商工観光課（2階） ☎0994-31-1164

後期高齢者医療保険料率が変わります

被保険者の皆さんが安心して医療が受けられるように、平成24・25年度の保険料率が改定されました。

- 保険料率が改定されました

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料の見直しをすることになっています。平成24・25年度の保険料率が右表のとおり改定されました。

内 訳	変更前	変更後 (平成24・25年度)
均等割額	45,900円	48,500円
所得割率	8.63%	9.05%
賦課限度額	50万円	55万円

- 保険料改定の要因

被保険者数が年々増加していることに加え、一人当たりの医療費が増加していることや、少子化に伴う現役世代からの支援金の減少等により、被保険者が保険料として負担する必要額が増加しています。このような要因から、鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、平成23年度の剰余金の全額活用と積み立てている基金を最大限活用して保険料の増加の抑制を行いました。保険料率を引き上げざるを得なくなりました。今回の保険料率の改定について、ご理解いただきますようお願いいたします。

市健康保険課（1階⑤番窓口） ☎0994-31-1162